国道企第４号の１
平成２５年４月１日

関東地方整備局長　殿

国土交通省道路局長

鋼橋積算基準における単価について

鋼橋積算基準（平成２３年３月３１日付け国道企第７８号の１）における直接労務単価については、下記のとおり改訂するので通知する。

なお、この単価は平成２５年４月１日から適用するものとする。

記

１．直接労務単価
25,900 円

以上